



控

令和 6 年 9 月 11 日

## 審査請求人意見書の提出について

札幌国税不服審判所

担当審判官 木下 雄高 殿

### 審査請求人

(住所・所在地) 〒 006 — 0053

札幌市中央区南三条東1丁目4-2

(ふりがな) ( ふあいすといでいんぐかぶしきかいしゃ )

(氏名・名称) FAREASTEATING 株式会社

(法人の場合、代表者の住所) 〒 060 — 0034

札幌市西区西野四条5丁目10-5

(法人の場合、代表者の氏名、ふりがな)

( この せいま )

古野生真

### 代理人

(住所・所在地) 〒 460 — 0008

名古屋市中区栄1丁目13番2号

愛織第2ビル2F

(ふりがな) ( せいりしほうじん いんぱくと )

(氏名・名称) 税理士法人 I m p a c t

### 原処分序意見書

参加人意見書

原処分序回答書

参加人回答書

証明書面

平成 6 年 8 月 22 日付の

に対する意見書を提出します。

## 原処分庁の意見書に対する意見

原処分庁の令和6年4月18日付意見書、6月12日付意見書、7月3日付意見書及び8月22日付意見書に対する意見を述べます。

なお、審査請求人がこれまでに提出した意見書において使用した略称について、この意見書において同様に使用します。

### 1 南十二条店の帰属の判断に関する事実認定

原処分庁は、8月22日付意見書1の(2)において、「原処分調査について十分な証拠収集と事実確認が行われていないなどと主張することは、単に請求人がその主観を述べたに過ぎず」旨の主張を行っていますが、審査請求人は、7月26日付意見書1南十二条店の帰属の判断に関する事実認定(2)イ、ロ、ハ、ニ（以下「南十二条店事実認定(2)」という。）に具体的に示した通り、証拠書類、客観的な事実関係及び関係者の供述に基づき、具体的な主張を行ったもので、単に「その主観を述べた」ものではありません。本件に関する原処分庁の証拠収集や実態調査が明らかに不足しており、その結果として事実認定が誤っているので、正しい事実認定に基づいて、意見書を提出したものです。

原処分調査担当者は、原処分の調査時点において、南十二条店事実認定(2)に掲げる事項に関する証拠収集や実態調査の大半を行っていません。

審査請求人代理人税理士は、原処分調査担当者が行わなかった証拠収集や関係者に対する聴取り調査を実施した上で、原処分調査中の令和5年4月以降、「南十二条店の帰属は審査請求人ではない」旨を原処分庁に対して指摘してきましたが、原処分庁は耳を貸さず、事実関係の実態調査を実施することなく、令和5年6月に強引に原処分を強行したものです。

原処分庁は意見書において「7月3日付意見書8の(2)のとおり、そもそも質問検査権の行使については（中略）原処分調査担当者の合理的な裁量に委ねられています」としていますが、ここにいう原処分調査担当者の裁量が、本件の原処分調査において明らかに合理性を欠いており、帰属の認定に関する判断に必要な事実関係の実態調査の大半を行っていないため、審査請求人は、南十二条店事実認定(2)として具体的に指摘したものです。

原処分庁は、原処分が正当と主張するのであれば、南十二条店事実認定(2)に掲げる事項に関する是否認の確認をした上で、自ら下した判断の理由を説明し、意見を述べるべきではないでしょうか。

また、原処分庁は意見書において、「4月18日付意見書7の(2)のとおり、質問応答書のみを柱にして更正処分を行ったものではない。」旨の主張を行っていますが、4月18日付意見書7の(2)ロ（イ）の記載内容には、事実と異なる虚偽の事実

が記載されています。ここに記載してある開店資金のローンに関する事実は存在せず、証拠書類や裏付けの無いものであり、原処分調査担当者の「でっちあげたストーリー」です。古野氏が否定することなく質問応答記録書に署名したため事実であると原処分庁は主張していますが、吉本氏の預金等や借入状況に関して、職権により金融機関等で容易に確認できたにもかかわらず、原処分庁はこれを行っていません。原処分庁は、金融機関等を確認すれば、虚偽と確認できる事項について、何ら確認することなく現時点においても事実であると主張しているものです。

さらに、4月18日付意見書7の(2)ロ(口)及び(ニ)に関しても事実誤認の部分が多数確認できます。南十二条店事実認定(2)のハ経営・経理の実態に記載した内容が事実であり、古野氏及び吉本氏の役割の違いに関して従業員等関係者の認識を確認すると真の事実が判明します。

原処分庁は、8月22日付意見書1の(2)において、質問応答記録書に関して「古野氏及び吉本氏は（中略）その内容に誤りのないことを確認し、本文末尾及び各項に署名を行っている。」から証拠能力が極めて低く信ぴょう性が希薄であると評価すべき点はない旨の主張を行っていますが、審査請求人本人及び代理人税理士は、原処分調査中の令和5年4月以降、繰り返し「質問応答記録書の内容は事実ではない」と主張してきました。

また、審査請求人の6月11日付意見書2ページ2(1)(2)及び7月26日付意見書1ページ1(1)に記載のとおり、質問応答記録書作成時等の状況を記録するボイスレコーダーを確認すると、2種類の加減算事項のペーパーを提示した事実とともに、誘導尋問と評価される応答が録取されています。

審査請求人代理人税理士は、これらの点から見て、原処分調査担当者が作成し、原処分庁が証拠としている古野氏及び吉本氏の質問応答記録書について、「証拠能力が極めて低く信ぴょう性が希薄である」と指摘したもので、合理的な判断と考えています。

## 2 簿外給与手当及び簿外出向手当の認容

原処分庁は、7月3日付意見書5の(2)において、「簿外給与等について、原処分のうちいずれの調査年分のいずれの項目を誤りとする主張若しくは立証であるのか判然としない。」旨主張していますが、審査請求人は、これまで提出した審査請求書、反論書及び意見書において、一貫して審査請求人が令和5年6月29日に提出した修正申告書の内容が、原処分庁の行った調査に対応する加減算事項として正しいものであると主張しています。

そして、令和5年6月29日に提出した修正申告書の内容を示すものとして、令和5年12月19日付証拠説明書1～4、6～9を提出しています。

令和5年12月19日付証拠説明書1「問題事項一覧表、R5.6.29、税理士法人Impact作成」に記載のとおり、審査請求人に対して原処分庁が更正処分を行った各事業年度において、以下のとおり、所得金額から減算認容するべき簿外給与手当及び簿外出向手当（以下「簿外給与等」という。）を減算認容するべきでしたが、原処分においてこの処理がされていません。

### （1）簿外給与手当

NO.	損益科目	消費税	H27. 7. 1 H28. 6.30	H28. 7. 1 H29. 6.30	H29. 7. 1 H30. 6.30	H30. 7. 1 R 1. 6.30	R 1. 7. 1 R 2. 6.30	R 2. 7. 1 R 3. 6.30	R 3. 7. 1 R 4. 6.30	合計
1	給与手当1	不	△ 971,220	△ 6,186,869	△ 2,141,661	△ 2,760,000	△ 3,961,819	△ 4,388,356	0	△ 20,409,925
2	給与手当2	不	△ 93,000	△ 36,880	△ 3,574,085	△ 3,484,722	△ 3,984,456	△ 7,235,244	△ 10,972,489	△ 29,380,876
3	給与手当3	不	△ 1,100,000	△ 830,000	△ 475,000	△ 50,000	△ 50,000	△ 100,000	0	△ 2,605,000

- （注） 1 紙手当1は、簿外現金出納帳から支出した従業員に対する給与手当である。  
 2 紙手当2は、簿外現金出納帳から支出したアルバイトに対する給与手当である。  
 3 紙手当3は、簿外現金出納帳から支出した従業員に対する激励金、お年玉等である。

### ＜証拠書類及び計算方法＞

簿外給与（紙手当1、2及び3）として各事業年度において減算認容するべきとして上記に記載した金額の各人別の内訳は、簿外給与手当等各人別月別明細表（9月11日付提出の証拠説明書1）のとおりです。

簿外給与手当等各人別月別明細表は、古野氏の作成していた「簿外現金出納Excelデータ（5月27日付提出の証拠説明書9）」と「簿外アルバイト給与の支給Excelデータ（5月27日付提出の証拠説明書29）」を基に、古野氏及び関係者から各者の従事場所を確認し、審査請求人の運営する小売店舗及びセントラルキッチン等に従事している者について抽出して、各人別・各月ごとに計算し作成しました。

なお、簿外給与（紙手当1、2及び3）については、古野申述書2（6月11日付提出の証拠説明書2）の1「簿外現金出納帳から支出した従業員及びアルバイトの給与（簿外給与A）」において古野氏が説明しているとおり次の2種類のものです。

- ① t e r社で社会保険に加入している従業員に対して、実際の給与支給額とt e r社からの給与支給額（社会保険届出額）との差額を簿外現金から支出したもの
- ② 社会保険未加入の従業員及びアルバイトに対する給与を簿外現金から支出したもの

簿外給与（社会保険未届分）とt e r社から支給されていた給与（社会保険届出分）、その合計額の状況については、「簿外給与・社会保険加入給与検討表（6月11日付提出の証拠説明書14）」に一覧にしてあります。

## (2) 簿外出向手当

NO.	損益科目	消費税	H27. 7. 1 H28. 6. 30	H28. 7. 1 H29. 6. 30	H29. 7. 1 H30. 6. 30	H30. 7. 1 R 1. 6. 30	R 1. 7. 1 R 2. 6. 30	R 2. 7. 1 R 3. 6. 30	R 3. 7. 1 R 4. 6. 30	合計
1	出向手当 1	不	△ 4,155,000	△ 6,190,000	△ 7,306,425	△ 18,848,811	△ 15,461,639	△ 15,643,324	△ 41,265,036	△ 108,870,235
2	出向手当 2 (通勤手当)	課	△ 222,222	△ 305,555	△ 355,925	△ 629,444	△ 494,274	△ 694,566	△ 1,519,082	△ 4,221,068
3	出向手当 3	不				0	△ 286,235	△ 1,063,886	△ 485,000	△ 1,835,121

- (注) 1 出向手当 1 は、 t e r 社の従業員に対する給与手当（社会保険届出分）のうち審査請求人の運営する小売店舗及びセントラルキッチン等に従事している者に対するものである。
- 2 出向手当 2（通勤手当）は、上記出向手当 1 のうちの通勤手当である。
- 3 出向手当 3 は、簿外現金出納帳から支出した t e r 社の従業員に対する給与手当（社会保険未届出分）のうち審査請求人の運営する小売店舗及びセントラルキッチン等に従事している者に対するものである。

### <証拠書類及び計算方法>

簿外出向手当（出向手当 1、出向手当 2（通勤手当）及び出向手当 3）として各事業年度において減算認容するべきとして上記に記載した金額の各人別の内訳は、簿外出向手当等各人別月別明細表（9月 11 日付提出の証拠説明書 2）のとおりです。

簿外出向手当等各人別月別明細表は、社会保険労務士法人ホームラン作成の「簿外給与の賃金台帳（5月 27 日付提出の証拠説明書 10）」と「『2.9 宿題』と左上に記載のある資料（5月 27 日付提出の証拠説明書 8）」を基に、古野氏及び関係者から各者の従事場所を確認し、審査請求人の運営する小売店舗及びセントラルキッチン等に従事している者について抽出して、各人別・各月ごとに計算し作成しました。

## (3) 原処分調査中における説明状況

審査請求人は、原処分庁の調査中の令和 5 年 6 月までの間に、簿外給与等に関するすべての証拠書類の提出を行った上で、審査請求人の所得金額から減算認容するべきと主張していました。

審査請求人は、6月 11 日付意見書 5 ページ 2(3)において「原処分調査担当者は、令和 5 年 2 月 15 日に、自らが指示して審査請求人に作成させた『簿外給与の従業員の所属先に関する回答』を見て、各店舗、各現場の経営法人に振り分けて簿外給与を認容する（又は出向費用とする）必要のあることを把握していくながら、手を抜くために必要な確認と計算を省略してこれを行いませんでした。このことは、令和 5 年 2 月 17 日の録音データにおいて、原処分調査担当者の次の発言からもわかります。札西署の竹林上席調査官の発言として『テロワールのほうにファーストさんの人件費とか多分ついてますよね。本当はそれ分けなきやいけないのでですよ。ただそれつ

て途方もない時間がかかるかなと思っているので、当初給与から給与で計上しているものを今回賃金台帳、たぶんそれがMAXだと思うので、その差額、それを全部認容するってことで処理してます。』と指摘しました。

また、審査請求人は、6月11日付意見書5ページ2(3)において「審査請求人は、令和5年4月及び5月に簿外給与に関する証拠データ等の検討資料を提出し、この問題点を指摘しています。特に、令和5年5月16日においては、審査請求人代理人税理士が、あえて札幌西税務署（それまでは、すべて札中署であったが担当統括官・高島と会うため札西署へ赴いたもの）に赴き、担当統括官である高島統括官と竹林上席に対して、『ter社の簿外給与の認容の中に、FAR社及び吉本（南12条店）の所属のものが入っているため、ter社の課税額が明らかに少なくなっているのでおかしい。』と明確に伝え、一方でFAR社の課税額が簿外給与相当の出向料の認容により減算すべきことを伝えています。」と指摘しました。

このように原処分庁は、簿外給与等に関して、現場確認を怠った上、審査請求人と代理人税理士が提出した「簿外現金出納帳の検討表（5月27日付提出の証拠説明書30）」、「『5/26札中へ提出』と左上に記載のある資料他（5月27日付提出の証拠説明書33）」等により、簿外給与等に関して受給者の所属先（審査請求人）で認容しなければならないことを十分認識していながら、本件更正処分においてはこれを行っていません。

法人税法の原則の一つである費用収益対応の原則から見て、審査請求人が原処分庁の調査中に提出してあった証拠書類を精査し、これを基に、原処分において簿外給与等の減算認容をするべきところ、これを行っていないことから原処分は明らかに誤りと認められます。

また、原処分庁が「減算認容するべきことを認識しながら十分な検討をせずに減算認容しなかった」行為は、原処分庁の課税権を濫用した不当な課税行為と認められます。